

株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業に係る計画段階環境配慮書
滋賀県関係所属意見に対する事業者の見解

資料3

番号	項目	意見等の内容	事業者見解
1	事業計画	事業所内に設置する施設の種類等によっては、環境への負荷が増加することが考えられるため、できるだけ早期に、設置する施設の計画を明らかにし、これらを含めた環境への影響を評価されたい。	承知しました。
2	大気質	(表5.2.2-2(1))大気質の項において「大気汚染防止法に基づき適切に対応を行う」とされているが、環境影響評価制度の趣旨に鑑み、環境への影響の低減等に一層努められたい。 ※第2回審査会での質疑を踏まえて補足 大気質の項において「大気汚染防止法に基づき適切に対応を行う」とされているが、滋賀県公害防止条例におけるばい煙発生施設等の設置も想定されるため、排出規制の遵守にとどまることなく、規制対象外の施設も含めて、ばい煙等の排出削減に取り組み、環境への影響の低減等に一層努められたい。	熱源については電気を使用する予定であり、大気への影響の低減に努めます。 ※補足に対する回答 左記補足に関して承知致しました。 大気汚染防止法だけでなく滋賀県公害防止条例における特定施設も適切に検討して、法律および県条例を遵守して大気への影響の低減に努めます。
3	水質	工事中に発生する排水は濁水処理等の後に公共下水道へ放流する計画となっておりますが、環境影響評価項目として選定する必要がないのかどうか確認して下さい。また、下水の排除基準に間違いがあるので修正して下さい。	工事中に発生する排水の放流については、現在、守山市と協議中であり、守山市の指導に基づき処理を行います。配慮書には「公共下水道へ放流」と記載していましたが、方法書以降の図書で適切な記載を検討します。公共用水域へ放流する場合は、排水の内容や発生量、放流先の状況などを踏まえ、環境影響評価項目として選定するか検討を行います。
4	その他	10,000㎡以上の土地において、開発事業を行おうとする場合は、滋賀県土地利用に関する指導要綱第5条第1項に基づく届出が必要となる場合がありますので、当課と協議を行ってください。 一定面積以上の一団の土地取引を行う場合は、売買等の契約を締結した日から2週間以内に国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく届出が必要となりますので、守山市を経由して届出を行ってください。	本事業の敷地面積は、配慮書に記載のとおり9999.41㎡で1万㎡未満ですので、協議は不要と考えています。 守山市に確認の結果、法第23条第2項第3号の規定により届出不要(当事者の一方が国等の場合、届出が必要)と考えます。
5	その他	鉱業法の規定による試掘権・採掘権の設定または設定許可申請がされている場合があるので、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課に照会してください。 また、鉱区が設定されている場合は、権利者と調整をしてください。	採掘権の設定の有無について、照会して設定されていないことを確認しました。